

1 はじめに

近年、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、女性の社会進出に伴う共働きの家庭の増加等により、子どもや子育て世帯を取巻く環境は大きく変化してきました。このような中、国では平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、寝屋川市においても「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」が平成27年3月に策定されました。

また、平成26年7月31日に文部科学省と厚生労働省の連名で、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、「放課後子ども総合プラン」が示されました。

この事を受け、本市では平成27年7月15日に「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会」を発足し、現在実施している寝屋川市放課後児童対策事業（留守家庭児童会事業、放課後子供教室事業、放課後校庭開放事業）を総合的に検討してまいりました。その結果を、今後の本市の全ての児童にとって効果的な放課後の居場所となるよう、提言するものです。

2 運営委員会の目的と開催経過

「放課後子ども総合プラン」において留守家庭児童会事業と放課後子供教室事業及び放課後校庭開放事業について議論し、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次代を担う人材育成をめざすことを目的に、現在、本市が実施している放課後児童対策事業の個々の課題を抽出し、課題解決に向けた提案、今後の方向性を協議した。

次に、一体化に向けた課題、提案、方向性をあらゆる視点で協議するとともに、今後、本市がめざすべき放課後子ども総合プランの在り方に関する提言をまとめた。

第1回 平成27年7月15日

◆寝屋川市放課後児童対策事業の現状について

第2回 平成27年9月1日

◆放課後児童対策事業における課題及び提案について

◆方向性について

第3回 平成27年10月1日

◆提言について

3 各事業について

①留守家庭児童会事業

<現状>

- ・留守家庭児童会事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供している。
- ・全 24 小学校の内、平成 27 年度より 12 小学校の留守家庭児童会にて高学年の受け入れを開始。残る 12 小学校についても、平成 28 年度より受け入れ予定である。
- ・放課後子供教室事業との連携について、小学校ごとに異なった対応をしてきた。

<課題>

- ・対象児童を 6 年生まで拡充することに伴う施設整備。
- ・対象児童を 6 年生まで拡充することに伴う指導員の資質向上。
- ・指導員の人員確保。

<提案>

- ・学校施設の余裕教室の活用や別棟の建設。
- ・高学年指導を含む、様々な研修機会の充実。
- ・処遇改善等による指導員の人員確保策の検討。

<方向性>

子ども・子育て支援新制度により対象児童が小学 6 年生まで拡充されたことで、生活の場を確保しつつ、学校施設を活用したプログラムの推進を図る。また、指導員の確保に努め、資質向上を図るための研修を充実するとともに入会児童の増加に伴う施設の整備を行う。

②放課後子供教室事業

<現状>

- ・放課後や週末等に子どもにとって安全で安心な居場所を確保し、青少年健全育成を推進するために市内 24 小学校で実施している。
- ・主な活動としては、小学校の校庭や体育館、教室を利用した遊び、文化・スポーツ活動等の体験であり、運営に関しては、各小学校に実行委員会を設置し、委託している。
- ・留守家庭児童会事業との連携は、小学校によって異なるが留守家庭児童会児童も、放課後子供教室事業に参加している状況である。

<課題>

- ・実行委員会の事務は、実質的に教職員が負担。
- ・地域ボランティア人材不足やプログラム内容の偏り。
- ・プログラム実施場所の確保。
- ・子どもが主体的に参加したくなる内容づくり。

<提案>

- ・コーディネーターの処遇を改善し、実行委員会事務局機能の充実。
- ・地域人材を活用し、学習支援に偏らない様々な体験や遊びのプログラムを充実。
- ・校庭や図書室・家庭科室などの特別教室を活用し、図書室開放など複数プログラムを実施。
- ・PTAや自治会との連携強化。

<方向性>

学校教育活動に支障のない範囲で使用規定に基づき学校施設を活用し、地域住民の参画・協力を得ながら学習や遊び、文化・スポーツ等の様々な体験活動の機会を子どもに提供するとともに、全ての子どもがプログラムに参加できるよう、土日に加え、平日の実施を増やす。

③放課後校庭開放事業

<現状>

- ・小学校の児童は校区に遊べる公園が少なく、公園があってもボール遊び禁止等の規制も多いため、平日の給食のある放課後に市内全 24 小学校の校庭を開放し、校庭開放サポーターが見守る中、異年齢も含めた自由な遊び場、安全・安心な遊び場の提供を行っている。
- ・留守家庭児童会事業との連携について、小学校ごとに異なった対応をしている。

<課題>

- ・子どもたちの安全管理や事故が起こった時の対処方法、保険対応。
- ・サポーターの高齢化と人員不足。

<提案>

- ・サポーターの資質向上のための安全管理研修の充実。
- ・サポーターの配置基準の見直しも含め、利用人数に応じたサポーターの配置。

<方向性>

放課後子供教室事業における 1 つのプログラムとして実施し、校庭開放サポーターは、放課後子供教室における地域ボランティアとして参画する。

4 留守家庭児童会事業と放課後子供教室事業の一体化

<課題>

- ・留守家庭児童会児童が放課後子供教室に参加しやすい開催回数の設定。
- ・子どもが自由に発想できるプログラムの提供。
- ・保護者の責務が明確になっていない。
- ・実行委員会での個人情報に関する規定がない。
- ・実務の担い手である教職員の負担が大きい。

<提案>

- ・留守家庭児童会児童の放課後子供教室への参加方法を全小学校で同じルールとする。
- ・学校教育課程に支障のない範囲で使用規定に基づき、空き教室や図書室、音楽室等を開放することにより、プログラムの幅を広げる。
- ・様々なプログラム（学習支援・体験・校庭開放・読書等）を同時に開催する。
- ・保護者の責務を明確にするために、放課後子供教室への参加は登録制とする。
- ・実行委員会で個人情報（世帯状況含む）を取扱い、子どもの状況を共有できるように守秘義務を課す。
- ・実行委員会は学校、保護者、地域に加え、留守家庭児童会指導員も参画する。また今後は、民生委員児童委員等の福祉関係者の参画も必要である。
- ・子どもたちの安全を確保するために、地域人材を有償ボランティアとして活用する。
- ・実行委員会の実務を円滑にするために、コーディネーターをアルバイト等として雇用する。
- ・怪我等の対応については、実行委員だけが行うのではなく、状況に応じて学校教職員や留守家庭児童会指導員も連携して行うとともに、保険については、一体化した保険に加入する。

<方向性>

現在の放課後子供教室に校庭開放や読書等といったプログラムに加えて体験プログラム等を展開する。また、プログラムにおける指導者は地域人材を有償ボランティアとして活用する。

5 放課後子供教室事業と放課後校庭開放事業の一体化について

<課題>

- ・放課後子供教室事業と放課後校庭開放事業との参加方法が異なる。
- ・放課後子供教室事業と放課後校庭開放事業の報償費の違い。
- ・放課後校庭開放事業と放課後子供教室事業が同時開催されているが、対象の保険は事業ごとに異なっている。

<提案>

- ・同一保険加入。
- ・放課後子供教室事業のプログラム（校庭開放）として実施。
- ・放課後子供教室事業の実行委員会の管理下に校庭開放サポーターを入れる。

<方向性>

放課後子供教室事業のプログラムの1つとして行うとともに、保険については、事業ごとに区分けをするのではなく、一体化した保険に加入する。

6 提言

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会は、国の「放課後子ども総合プラン」の実現をめざし、本市における放課後児童対策事業（留守家庭児童会事業・放課後子供教室事業・放課後校庭開放事業）の在り方を協議し、全ての就学児童にとって、効果的な放課後の居場所となるよう提言します。

【留守家庭児童会事業】

- ・入会を希望する共働き世帯等の児童を受け入れるために、施設整備や指導員の確保を図られたい。
- ・学校教育活動に支障のない範囲で使用規定に基づいて、留守家庭児童会事業に学校施設の開放を図られたい。
- ・対象児童が全学年となったことで、指導員の資質の向上を図られたい。
- ・指導員確保を図るために近隣市の状況を踏まえ、処遇改善に努められたい。

【放課後子供教室事業】

- ・子どもに学習支援や遊び、スポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を設置されたい。
- ・プログラムの実施や安全・安心な居場所を確保するために、地域人材や学校開放利用者とも連携・協力されたい。
- ・放課後校庭開放事業を放課後子供教室事業のプログラムの一つとされたい。
- ・放課後の学校教育活動に支障のない範囲で使用規定に基づいて、校庭・体育館・家庭科室・図書室等を開放されたい。
- ・参画いただく地域ボランティアの役割を整理されたい。

【放課後校庭開放事業】

- ・放課後子供教室事業のプログラムとして実施されたい。

【留守家庭児童会事業と放課後子供教室事業の一体化】

- ・留守家庭児童会児童が放課後子供教室事業に、容易に参加できるような体制とされたい。
- ・放課後子供教室事業の実施に関しては、実行委員会を設置するとともに、実行委員には守秘義務を課し、学校、保護者、地域住民をはじめ、留守家庭児童会指導員や民生委員児童委員等も参画されたい。
- ・放課後子供教室の参加は申込み制とし、保護者の責務を明確にされたい。
- ・平成 28 年度にモデル的に留守家庭児童会事業と放課後子供教室事業の一体化を実施し、その状況の検証・評価を踏まえ、できるだけ早期に一体化した事業を全小学校で実施されたい。

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員

委員長	杉本 厚夫	(学識経験を有する者)
副委員長	辻本 通	(社会教育関係者)
委員	大山 富佐子	(公募による市民)
委員	福田 敦志	(学識経験を有する者)
委員	川北 章史	(学識経験を有する者)
委員	澤井 啓士	(学校関係者)
委員	池嶋 聖司	(PTA関係者)
委員	小谷 上	(社会教育関係者)
委員	澤野 潔	(社会教育関係者)
委員	中澤 秀作	(放課後子供教室関係者)
委員	平田 玲子	(留守家庭児童会関係者)
委員	北西 弥寸志	(留守家庭児童会関係者)
委員	山口 美加	(放課後児童対策を所管する課における課長)
委員	青木 俊治	(放課後児童対策を所管する課における課長)

事務局

福谷 明義	(社会教育部社会教育課係長)
西本 和子	(社会教育部地域教育振興課係長)
向井 健	(社会教育部地域教育振興課係長)
西山 英樹	(社会教育部社会教育課主任)
北村 円	(社会教育部地域教育振興課)